

緑の風 NEWS

JR東労組



JR東労組ホームページ

East Japan Railway Workers' Union 2023年 8月7日 No.20

豊田運輸区組合員への人間破壊の強制転勤の取り消しを求めた八地申第9号第4回交渉(8.7)

就労の可能な状態にならない理由を取り除くための議論を行う!

| 組合の主な主張 | 会社の主な主張 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ■本人が就労が可能な状態になることを目指すことは労使で認識が一致しているか。 | <ul style="list-style-type: none"> □労使で認識一致している。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ■1日も早い復帰を考えるのであれば、就労の可能な状態にならない理由を取り除くことが必要だ。会社としてもその認識に立つのが大きな焦点だ。 | <ul style="list-style-type: none"> □当然、要因は一つではないと思う。一日も早く復帰していただきたいという認識は変わっていない。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ■前回の交渉から、当該の組合員本人の現状認識は把握していることはあるのか。 | <ul style="list-style-type: none"> □本人がどのようにすれば心が休まるかということを含め、本人から具体的な話が聞けたということはない。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ■過去に何が起きたのかということを含め、事実に基づいて議論していきたい。我々は本人から話を聞いた。就労可能な状態にならない原因について交渉を進めていく。 | |

原因について経過を議論するも、会社と認識が合わない場面が発生

■5月13日のやり取りの中で本人は「サラリーマンなんだから人事なんだから、それが無理なら自営業をやるしかない」と管理者に言われた。

■退職懲憑の
パワハラだ。

□発言としては言っている。一般論として。

□ハラスメントに該当する意識はない!

(認識の合わない場面の一例)

前回交渉を含め、今後の判断については本人に聞かなくては分からないという回答のため、本人の現状把握を会社として、配慮しつつ、責任を持って把握することを求め、第1項継続議論となる!